審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　障害福祉課

法令名	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	法令番号	昭和 25 年法律第 123 号
手続名	精神障害者保健福祉手帳の等級判定及び交付	根拠条項	第 45 条第 2 項

審査基準

１　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項

２　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年 5 月 23 日政令第 155 号）第 5 条、第 6 条

３　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和 25 年 6 月 24 日厚生省令第 31 号）第 23 条～第 31 条

なお、精神障害者保健福祉手帳の等級及び交付に係る障害等級の判定基準の運用に当たっては、以下４、５、６（別添参照）に基づき、留意して行う。

４「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成 7 年 9 月 12 日健医発 1132 号厚生省保健医療局通知）

５「精神保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成 7 年 9 月 12 日健医発第 1133 号　厚生省保健医療局長通知）
：精神障害者保健福祉手帳交付申請書が提出された場合の障害等級判定に係る審査は、① 精神疾患の存在の確認　②精神疾患（機能障害）の状態の確認　③能力障害（活動制限）の状態の確認　④精神障害の程度の総合判定　という順を追って行われる。
○基準：障害等級の判定基準・精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準の説明・障害等級の基本的なとらえ方

６「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」
（平成 23 年 3 月 3 日障精発 0303 第 2 号厚生省保健医療局精神保健課長通知）

受付機関	市町	処理機関	保健福祉事務所、精神保健福祉センター	交付機関	保健福祉事務所、精神保健福祉センター	標準処理期間　30 日 標準経由期間　10 日	目次 No.	